

料金表のご案内

— 特別養護老人ホーム —

令和3年8月1日現在

◆◆◆ 食費、居住費・滞在費・宿泊費について ◆◆◆

段階	所得要件及び資産要件	食費（日）		居住・滞在費（日）	
				多床室	個室
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方 ※預貯金等が単身で1,000万円以下(夫婦で2,000万円以下)	300		0	320
第2段階	市民税非課税世帯 課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方 ※預貯金等が単身で650万円以下(夫婦で1,650万円以下)	390		370	420
第3段階	① 市民税非課税世帯 課税年金収入額と合計所得金額が80万円超、120万円以下の方 ※預貯金等が単身で550万円以下(夫婦で1,550万円以下)	650		370	820
	② 市民税非課税世帯 課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方 ※預貯金等が単身で500万円以下(夫婦で1,500万円以下)	1,360		370	820
第4段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税の方、本人が市民税課税の方 別世帯の配偶者が市民税課税の場合 利用者負担段階に応じた資産要件を満たさない場合	1,600/日	朝食 450 昼食 600 夕食 550	860	1,150

※ 各サービスとも介護費は厚生労働省が定める告示上の額になります

※ 食費、居住・滞在費は、保険給付の対象外となり自己負担となりますが、上記のとおり、所得段階に応じて減額申請をすることにより減免されます。

※ 配偶者(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税を課税されている場合は対象外となります。